

令和元年長審第27号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

平成31年3月11日10時10分

長崎県高島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総トン数	9.1トン	
登録長	13.82メートル	5.90メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	382キロワット	37キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪があつてその左前方に魚群探知機を、前方にGPSプロッターを、右前方に機関操縦レバーをそれぞれ装備した、養殖漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、まぐろを出荷する目的で、船首0.5メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、平成31年3月11日08時10分長崎県相浦港を発し、僚船1隻と共に同県黒島北方沖合の養殖施設に向かった。

a受審人は、09時00分頃前示養殖施設に到着して、まぐろの水揚げ作業を始め、10時00分水揚げしたまぐろを僚船の魚倉に積み込んで同作業を終え、次いで生け簀の網を整備するため、同養殖施設を発進して長崎県臼浦港にある作業場に向かった。

a受審人は、10時04分少し過ぎ牛ヶ首灯台から272.5度（真方位、以下同じ。）1.6海里の地点で、針路を臼浦港西方沖合に向く032度に定め、機関を回転数毎分1,800にかけ、21.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、舵輪右後方に設置された操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、10時08分半牛ヶ首灯台から330度1.6海里の地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示し、船首を風上に立ててほとんど移動しない様子から錨泊中であることが

分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路を一べつしただけで航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、10時10分僅か前右舷船首至近に同船を認めて左舵をとったものの、効なく、10時10分半ヶ首灯台から345度1.9海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの左舷船首部に前方から36度の角度で衝突し、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力3の西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に屋根及び後壁のない操舵区画を設け、同区画前部右舷側に舵輪を、右舷側壁際に機関操縦レバーをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、家族1人を乗せ、試運転を兼ねた釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日09時00分相浦港を発し、高島西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、機関の調子などを見ながら西行し、09時30分釣り場に至り、前示衝突地点付近で機関を停止して、水深39メートルの海中に、重量15キログラムの四爪錨を船首から投下したのち、長さ100メートル直径12ミリメートルの合成繊維製錨索を48メートル延出して船首中央部のたつに係止し、船首を西南西方に向けた態勢で、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示して錨泊を開始した。

b受審人は、同乗者を操舵区画後方左舷側に配し、自身は左舷船尾部で、それぞれ椅子に腰掛けて釣りを始め、10時08分半前示衝突

地点で、船首が248度を向いていたとき、左舷船首36度1,000メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、注意喚起信号を行うことも、間近に接近しても錨索を緩め、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく、錨泊を続けた。

b受審人は、10時09分半僅か前同乗者からの知らせで、左舷船首方至近に迫ったAを初めて視認し、その後立ち上がって同乗者と共に両手を振り、救命胴衣の笛を吹いたものの、効なく、Bは、船首が248度に向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷及び推進器翼に曲損などを生じたが、のち修理され、Bは、左舷船首部に破口及び擦過傷などを生じ、のち廃船処理された。また、b受審人が左肘関節打撲を、Bの同乗者が頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、長崎県高島西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、長崎県高島西方沖合において、同県臼浦港に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、高島西方沖合において、臼浦港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路を一べつただけで航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びBの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、高島西方沖合において、釣りのため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、自船の同乗者を負傷させ、自身も負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月25日

長崎地方海難審判所

審判官 黒田拓幸